

様式第5号（第15条関係）

審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第1回瑞穂市都市計画審議会			
開催日時	令和8年2月9日（月曜日） 午前9時30分から午前11時10分			
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室			
議題	【意見聴取】 瑞穂市都市計画マスタープラン改定（導入編・全体構想編素案）について			
出席委員 欠席委員	出席委員 鶴田佳子（会長）、中村俊之（職務代理者）、杉原克巳、 今井充子、仲辻直正（西田委員の代理）、清水由光、守矢修、 荒深友良、林鉄雄、廣瀬啓司、今木健二、小川太志 欠席委員 林誠			
公開・非公開の 区分 （非公開理由）	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">公 開</td> <td style="padding: 0 10px;">・</td> <td style="padding: 5px;">非公開</td> </tr> </table>	公 開	・	非公開
公 開	・	非公開		
傍聴人数	3人			
審議の概要	改定予定の瑞穂市都市計画マスタープラン（導入編・全体構想編素案） について意見聴取を行った。			
事務局 （担当課）	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp			

令和7年度第1回瑞穂市都市計画審議会

日 時 令和8年2月9日(月) 午前9時30分から午前11時10分まで
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
出席者 鶴田佳子(会長)、中村俊之(職務代理者)、杉原克巳、今井充子、仲辻直正
(西田委員の代理)、清水由光、守矢修、荒深友良、林鉄雄、廣瀬啓司、今木健
二、小川太志 以上12名
欠席者 林誠 以上1名
事務局 坂野都市整備部長、江崎都市整備部調整監、小倉都市開発課長、藤森係長、草
野主査 以上5名
傍聴人数 3名

1. 開催挨拶
2. 会長選任
3. 議題

【意見聴取】

瑞穂市都市計画マスタープラン改定(導入編・全体構想編素案)について

事務局：それでは、定刻となりましたので、これより、令和7年度第1回都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は足元の悪い中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、瑞穂市長、森よりご挨拶申し上げます。

市長：皆様、おはようございます。とても寒い日が続いており、そしてお忙しい中、今日は第1回都市計画審議会にお集まりをいただきましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、皆様方には日頃からそれぞれの役職、お立場で瑞穂市の行政にご理解、ご協力をいただいておりますことにもお礼申し上げます。

昨日は衆議院議員総選挙も終わり、大野町のほうで町長選挙があった関係で、戻りが23時近くになったのですが、戻ってくる時にはかなりの雪で、それが瑞穂市内に入るとそんなに積もっていないということで、雪が少なく感じました。今朝は雪の関係で渋滞もありましたが、そのあたりはちょっと暮らしやすいのではないかなということも思っています。

また、ミラノ・コルティナオリンピックが始まって、今朝のニュースでも日本人の活躍というのはとても嬉しく思います。

今日皆様方にお世話になります都市計画につきましては、今後人口減少社会

を想定していかなければならないと思っています。これからはコンパクト・プラス・ネットワークとして、どこに居住を誘導していくのかというのが重要になってくるのではないかと思います。ただ、すぐにではなく、何十年先にこの地域に、このあたりに集めていきたいというような、今の私たちの子どもではなく、孫の世代ぐらいで居住を誘導していくような計画をしていかなければならないということです。

また、もう一つは、人口減少や多様化が進んでいくことで、瑞穂市が持続可能なまちとしてどのようにこれから先進めていくのかというところを考えると、やはり公共施設の集約化や、大規模施設や教育施設なども集約化することが考えられるのではないかなということも思っていますので、今日はマスタープラン改定案の全体構想編ということで皆様方にこれからご審議をいただきますが、そのあたりも含めまして、よろしくご審議のほどお願いし、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。ここで市長は所用のため、退席させていただきます。

最初に、本日の審議会は、委員13名のうち12名の方のご出席をいただいておりますので、「瑞穂市都市計画審議会条例」第5条第2項に定める2分の1の定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、本日ご参集をいただいております審議会委員におかれましては、令和9年6月30日までの任期で都市計画審議会委員としてご就任をいただいております。本日が第1回目の審議会になりますので、まずは事務局より各委員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員名簿に基づきまして、順次、ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、瑞穂市議会議員の委員からご紹介いたします。

・・・(委員の紹介)・・・

次に、関係行政機関の委員をご紹介いたします。

・・・(委員の紹介)・・・

次に、本市の住民としてご参加いただいております委員をご紹介いたします。

・・・(委員の紹介)・・・

最後に、識見を有する者の委員をご紹介いたします。

・・・(委員の紹介)・・・

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

・・・(事務局の紹介)・・・

本日の議題に入ります前に、2点ほどご説明いたします。

1点目は、本会議につきましては、「瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱」第11条に基づきまして、原則、公開とさせていただきます。

また、「瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱」第12条に基づきまして、傍聴者を10名まで認めるものとしてホームページ等で開催の案内をしてございます。

2点目は、本審議会の会議録につきましては、「瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱」第15条に基づき作成をするものとし、全文筆記とさせていただきます、後日になりますが、市のホームページ等により公開をさせていただく予定になります。

議事録の発言者氏名でございますが、平成26年度の審議会での取り決めにより、「委員1、委員2」との記載により作成することとしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「瑞穂市都市計画審議会条例」第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、会長の選任をお願いいたします。

会長につきましては、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」第4条にて「学識経験のある者から委員の選挙によってこれを定める」となっておりますので、学識経験のある方からの選任をお願いいたします。いかがでしょうか。

(・・・)

事務局：それでは、事務局よりご提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：事務局の案としましては、鶴田委員をご推薦したいと思っております。

鶴田委員は、岐阜工業高等専門学校にて、都市計画や景観形成によるまちづくり、市街地開発等の社会基盤の整備に関する研究を精力的に進められておりました、まちづくりに関して精通されております。また、これまでもこの審議会の委員としてご尽力いただいておりますので、ぜひともお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：ありがとうございます。委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を鶴

田委員にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。それでは、お席の移動とご挨拶をお願いいたします。

会長：ただいま会長職を拝命いたしました岐阜高専の鶴田と申します。前回に引き続きという形になりますが、よろしくお願いいたします。

先ほど市長さんから話がありましたが、都市計画マスタープランは20年先を見越して10年ごとに改定するという定期見直しですが、前回の令和6年は、穂積駅南の土地区画整理事業のエリアを決定するという都市計画審議会で行っていただきました。そういう意味ではこれから色々大きく変わっていくという、非常に重要なターニングポイントの時期に来ていると思いますので、皆様方の忌憚のないご意見をたくさんいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。

続きまして、職務代理者の選任をお願いいたします。「瑞穂市都市計画審議会条例」第4条第3項に基づき、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願いいたします。

会長：それでは、職務代理者として中村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局：では、中村委員、ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

職務代理者：岐阜大学の中村です。改めまして、職務代理者ということですので、代理にならないといいなどは思っていますが、私自身の専門は先ほど交通ということをお願いしましたが、大学の授業では都市計画、土地利用の話も担っておりますので、その観点で積極的に意見できればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

・・・(配布資料の確認)・・・

以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日もご審議をお願いする議題は、瑞穂市都市計画マスタープラン

改定（導入編・全体構想編素案）についてとなります。今回は改定に向けた意見聴取ということで、さまざまな視点からのご意見等をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は鶴田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会 長：本日はよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、事務局に確認いたします。本日の傍聴希望者はございますか。

事 務 局：はい、ございます。本日は3名の方の傍聴希望がございました。

会 長：それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長：ありがとうございます。それでは、傍聴希望者の入室のご案内をお願いいたします。

・・・(傍聴者入室)・・・

会 長：それでは、議事に入ります前に傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：傍聴にお見えになります皆様へ、傍聴に関する連絡をいたします。

傍聴人の皆様におかれましては、受付にて配布をいたしました資料にて今一度、注意事項のご確認をお願いいたします。資料に記載がありますとおり、会議中のご発言等はできませんのでよろしくお願いいたします。

また、公開ということで傍聴が認められておりますが、録音や録画、写真撮影等は認めておりませんので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、事務局につきましては、記録の作成と保存のため、録音や写真の撮影等を行うことを申し添えます。

連絡事項等については以上です。

会 長：ありがとうございました。それでは、議事に入っていきたいと思います。今

ご説明がありましたとおり、場内での録音、録画、写真撮影等につきましては、これ以後はご遠慮いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日、ご審議をお願いします議題は、『瑞穂市都市計画マスタープラン改定（導入編・全体構想編素案）について』となります。

次に、会議の進め方ですが、まずは内容について事務局より説明をいただきますので、その後に各委員からのご質問あるいはご意見等がありましたらお受けしたいと存じます。

質疑等につきましては、挙手の上、私の指名があった後にご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は午前11時までを予定しておりますので、円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議題につきまして、委員の皆様には事前に資料を配布しておりますので、内容をご確認いただいているとは思いますが、まずは事務局より説明をお願いいたします。

事務局：改めまして、都市開発課の草野と申します。よろしくお願いいたします。本日のご説明ですが、前のスクリーンにてパワーポイントを表示させていただいております。そちらに沿ってご説明させていただきます。なお、お手元に同様の資料をお配りしておりますので、見にくいところ等があるかと思しますので、お手元の資料もご活用ください。

それでは、都市計画マスタープランの改定案についてご説明いたします。

都市計画マスタープラン改定の背景についてですが、都市計画マスタープランとは、土地の使い方や、道路、公園等の都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素の方向性を長期的な視点に立って定めるものであり、本市では、平成20年9月に、はじめてとなる都市計画の指針として、瑞穂市都市計画マスタープランを策定しました。

当初プランの策定以降、国の都市づくりの方向性である「コンパクト・プラス・ネットワーク」や社会のデジタル化の進展など、本市を取り巻く情勢は変化しています。さらに、上位計画である瑞穂市第3次総合計画の策定やその他上位・関連計画の改定も行われています。

そこで、こうした情勢変化等を考慮し、現行プランの都市の将来像である『誰もが未来を描けるまち 瑞穂』の次のステップとして改定を行うこととします。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される、「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、本市における都市

計画マスタープランの構成は、導入編、全体構想編、地域別構想編の3つで構成されております。

導入編では、現行プランにおける課題や、国の政策の変化等を踏まえ、今後の都市づくりに係る前提条件の整理を行います。

全体構想編では、市全体としての都市づくりの目標や、これを実現するための整備方針等を定めます。

地域別構想編では、市域を小学校区ごとの7つの地域に区分し、地域ごとに、地域づくりの目標や、これを実現するための整備方針等を定めます。

それでは、次のページに移ります。4ページになります。

改定のスケジュールは、上にある図のとおりです。当初は令和5年度から令和7年度の3か年で策定する予定でしたが、令和7年度当初に実施した県との協議において改定案について助言をいただき、改定を1年延期した上で、令和7年度には市民アンケート調査を実施し、全体構想編の修正を進めており、令和8年度に策定する予定で進めております。

協議等の経緯は下の表に示すとおりとなっております。令和5年度には導入編を作成し、令和6年度には全体構想編作成の中で市民意見聴取としてアンケート調査を実施しております。

それでは、次のページです。

令和7年度には、県からの助言を踏まえ、前年のアンケート調査で不足する項目についてアンケート調査を実施しました。

また、改定に係る都市計画審議会は全3回を予定しており、本日の都市計画審議会は1回目として導入編と全体構想編の素案について協議させていただきたいと思っております。

令和8年度は、地域別構想編を作成し、素案全体について2回目となる都市計画審議会で協議いただいた後に、市民意見聴取としてパブリックコメントと地域別懇談会を実施し、3回目となる都市計画審議会に諮問し、答申をいただいた後、市議会での議決を経て策定する予定で進めております。

それでは、次のページです。

ここからは計画の構成のうち、導入編の第1章都市計画マスタープランの策定にあたっての説明に移ります。

都市計画マスタープランの位置付けですが、上位計画の「瑞穂市第3次総合計画」や「岐阜都市計画区域マスタープラン」に即して、今後の都市づくりに係る基本方向を定めるものです。

また、都市計画関係法令に基づく個別具体プランを策定する場合などは、本プランに位置付けた上で、それを踏まえて事業・施策を実施していくこととなり、骨格として活用されます。

それでは、次のページです。

都市計画マスタープランの役割としては、大きく分けて3つあります。

1つ目が、市民等との長期ビジョンの共有です。長期的なまちづくりの方向性を示すことで、市民・事業者・行政などの間で長期ビジョンを共有できるようになります。

2つ目が、個別事業、施策を展開する上での拠り所です。計画的な都市づくりを実現するために各種都市計画制度があり、その活用の際の指針となります。

3つ目が、協働のまちづくりの促進です。策定過程における市民への情報提供や市民参加を通じて、都市づくりに対する市民の理解・協力や、自主的な取組を促す役割を担います。

本プランの目標年次は令和17年度とし、計画対象区域については、岐阜都市計画区域内の瑞穂市全域及び、瑞穂準都市計画区域とします。

それでは、次のページです。

次に計画の構成のうち、導入編の第2章これからの都市づくりに向けての説明に移ります。国の政策や本市の現状を踏まえた都市づくりのあり方などについてご説明いたします。

それでは、次のページです。

まずは本市の現状として、年齢別人口について説明します。

人口の年齢構成は、令和2年時点で、年少人口の占める割合が約15%、生産年齢人口が約61%、老年人口が約21%となっており、県全体からすると、比較的若いまちとなっています。生産年齢人口と老年人口が増加傾向にあります。高齡化も着実に進行しています。

それでは、次のページです。

年齢別将来人口についてですが、本市の将来人口は令和12年をピークに減少に転じていきます。年齢別では、老年人口は今後も増加する傾向にありますが、年少人口は緩やかに減少していき、生産年齢人口は令和7年をピークに減少すると予想されています。

それでは、次のページです。

昼間及び夜間人口についてですが、上の図より、本市の昼間人口は、令和2年時点で約46,000人ほどであり、夜間人口に対して0.82倍となっています。下の図より、県内21市における昼夜間人口比率の比較では最下位となっています。以上より、周辺都市のベッドタウンとしての性格が維持・進行していると考えられます。

それでは、次のページです。

土地利用面積の推移ですが、本市の土地利用は、令和2年時点で、農地が約

35%を占めて最も大きくなっています。

経年的な推移を見ると、農地は減少傾向にあり、住宅地や道路の増加傾向が目立っています。その他の利用区分について見ると、工業地は減少傾向、事務所・店舗は増加傾向にあります。

それでは、次のページです。

洪水浸水想定区域では、計画規模として数十年から100年に一度の大雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域とその浸水深を示しています。本市のほぼ全域において0.5m以上の浸水が想定され、特に市北東部や南部においては、3m以上の浸水が想定されています。

それでは、次のページです。

市民意向聴取として、令和6年度に実施したアンケート調査の概要についてですが、調査の目的としては、市民の地域におけるまちづくりに関する意見を把握し、改定内容に反映することとして実施しております。

実施期間は令和6年7月19日～令和6年8月5日で、調査対象は瑞穂市に居住する18歳以上の方の中から3,000名を無作為に抽出しており、回収率は約31%となっております。

集計項目のうち、市の施策に対する現状の満足度と今後の重要度についてご説明いたします。

それでは、次のページです。

右の図が集計結果をマトリックス図で表したものであり、横軸が現状の満足度、縦軸が今後の重要度となっております。

その中で、一番上の赤いダイヤの治水・防災に関しては、現状の満足度、今後の重要度ともに非常に高くなっています。

一方で、左上の枠にある青いダイヤの都市基盤、グレーのダイヤの交通基盤に関しては、現状の満足度が低く、今後の重要度が高くなっていることから、第3次総合計画において重点改善分野として位置付けられています。

左下の黄色いダイヤの観光・交流に関しては、現状の満足度が低いですが、今後の重要度は他の項目と比較して最も低く、市民の関心はさほど高くはないことが見てとれます。

続いて、市民意向聴取として、令和7年度に実施したアンケート調査の概要についてご説明いたします。

調査の目的としては、将来的に人口が減少していくことを前提とした市全体のまちづくりや、穂積駅周辺の拠点化に対する市民意向を把握できていないことから、アンケート調査を実施しました。

実施期間は令和7年10月22日～令和7年11月15日で、調査対象は瑞穂市に居住する18歳以上の方の中から3,000名を無作為に抽出しており、

回収率は約43%となっております。

それでは、次のページです。

市民アンケートの調査項目ですが、瑞穂市のまちづくりについての項目では、市全体のまちづくりに関する内容となっており、穂積駅周辺の現状についてと穂積駅周辺に対する今後の意向については、都市拠点である穂積駅周辺の現状や課題、今後の意向等について尋ねた内容となっております。

それでは、次のページです。

こちらは平成30年に改定した都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標に対する進捗度について尋ねたもので、青枠で囲った部分である「自動車に頼らず暮らせる利便性の高い都市づくり」や「安全、安心に暮らし続けられる都市づくり」、「多くの人を訪れたい都市づくり」について、平均値が低く、進んでいないという意見が多くなっています。

それでは、次のページです。

今後のまちづくりの方向性に対する意向では、国の政策であるコンパクト・プラス・ネットワークを見据えたまちづくりについての意向を調査したものであり、どの項目も「そう思う」とする意見が多く、特に2つ目の「利便性の高い公共交通体系の整備により、高齢者や自家用車を利用しない人たちははじめ、誰もが快適に市や地域の中心部や施設まで移動できたほうが良い」との項目が最も多くなっています。

それでは、次のページです。

ここからがJR穂積駅周辺に関する設問となっております。

JR穂積駅周辺の施設の満足度と重要度についてですが、右の図は集計結果をマトリックス図で表したものであり、横軸が満足度、縦軸が重要度となっております。図の左上にある商業施設は最も満足度が低い一方で、重要度は比較的高くなっています。また、右上にある医療・福祉施設については、満足度・重要度ともに高い結果となっております。子育て施設については、満足度が高く、重要度が低いという結果になっていますが、年代別で見ると10代～30代の回答では、重要度が非常に高くなっておりますが、40代以上の回答がアンケートの全体の8割を占めており、全体としてはこのような結果となっております。

それでは、次のページです。

JR穂積駅周辺のまちづくりについて期待することとしては、2の「公共交通の利便性向上」に次いで、1の「魅力的な施設・飲食店の誘致」、7の「災害に強い道路や上下水道、公共施設の整備」の意向が多く寄せられました。

それでは、次のページです。

これからの都市づくりに向けて、国の政策や、本市の現状、アンケート結果

などを踏まえて、都市づくりの主要課題について整理したものは以下のとおりです。

1つ目として、コンパクト・プラス・ネットワークの構築であり、人口減少社会に備え、都市基盤の整備や都市機能の拡充等を図り、若者の定住促進につながる良好な住環境の整備を進めつつ、効率的な都市づくりを目指します。

2つ目として、地域産業の維持・成長であり、昼夜間人口比率が県内市で最下位であることや、働く場が不足している現状を踏まえ、東海環状自動車道の整備などによる企業の立地需要に対応した商業地や工業地の確保を進めます。

3つ目として、災害に強い強靱なまちの形成であり、南海トラフ巨大地震や洪水等による被害に対応した整備を進め、誰もが安心して暮らし続けられる住環境の創出について、積極的に取り組んでいく必要があります。

次のページですが、4つ目として、デジタル社会への対応であり、近年はAIやビッグデータ等の活用が急速に進んでおり、人々のライフスタイルが変化しつつあります。都市づくりにおいてもこれらのデジタル技術を効果的に活用していく必要があります。

5つ目として、SDGsの視点を取り入れた持続可能な都市づくりであり、誰もが安心して暮らせるまちとして、人や環境に配慮した、将来にわたり持続可能な都市づくりを推進していく必要があります。

それでは、次のページです。

次に計画の構成のうち、全体構想編の第3章都市づくりのビジョンについての説明に移ります。都市づくりの主要課題やあり方を踏まえ、都市づくりの目標などについてご説明いたします。

それでは、次のページです。

現行プランでは、都市の将来像を「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」とし、育、住、安、活の4つの基本視点をもち、その実現に向けた取り組みの基本方針として都市づくりの目標1から目標4までの4つの目標を挙げています。それでは、次のページです。

現行プランでは、本市の資源を最大限に活かしながら、安全、安心に暮らせる災害に強い都市環境や、都市機能が集積し、快適、便利に暮らせる住環境、活力ある産業環境等を備えた魅力的なまちの形成を目指してきました。

また、本市は、岐阜市や大垣市をはじめとする都市に通勤・通学する人々の居住地として機能する住宅都市であり、その魅力向上のため、下水道や幹線道路ネットワークの整備等を推進してきました。

一方で、そうした取り組みを進めてきましたが、第3次総合計画改定業務におけるアンケート結果では都市基盤や交通基盤の強化を求める意見が多く、

重点改善分野として挙げられています。

また、本プランの計画期間内に人口減少に転ずることを踏まえたまちづくりの転換点を迎えることから、生活利便性を維持しつつ、持続可能な都市経営を実現するため、より一層コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造が重要となってきます。

次のページです。

新プランにおいては、市全体の都市基盤・交通基盤のさらなる整備を進めるとともに、JR穂積駅を中心とした都市拠点のさらなる機能強化と地域生活拠点の利便性強化及び都市拠点と地域生活拠点相互の連携を強化していきます。

また、商業地や工業地の確保など、企業活動に必要な環境を整備し、働く場の確保と地域産業の成長を支える取り組みも推進します。

また、中山道、美江寺宿などの歴史文化資源等を最大限に活かし、人や地域とのつながりを大切に、自然や文化を楽しめる暮らしを支えるまちを形成します。

これらの課題に対応し、こどもが健やかに成長できる環境と持続可能で誰もが安全で快適に暮らせるウェルビーイングな都市の実現を目指すため、都市の将来像を「つながりと活力で育む、持続可能なまち 瑞穂」としました。

こちらは都市の将来像を体系図で示したものであり、上側にあります現行のマスタープランと第3次総合計画で設定した市の将来像である「こどもが輝き 誰もが笑顔あふれる安心で住みよいまち」を踏まえつつ、中段にあります取り巻く課題の解決に向けた将来像として位置付けています。

次のページです。

こちらは、現行プランと新プランの目標をそれぞれ示したものです。

前回改定時の平成30年からまちづくりの方向性が大きく変わるものではないため、新プランの目標1や目標4、目標5については、現行プランから引き続きの目標設定としておりますが、改定のポイントとなる部分については、目標2と目標3に分割しており、都市計画分野の取り組みの基本方向を新たに5つの目標として整理しました。

後ほど、それぞれの目標について説明いたします。

次のページです。

次に計画の構成のうち、全体構想編の第4章都市づくりの基本計画の説明に移ります。将来都市構造や土地利用構想などについてご説明いたします。

次のページです。

こちらは第3次総合計画で設定された「将来の都市空間像」です。

まちづくりの概念を示したものであり、基本的な考え方としては、「穂積駅周

辺の『都市拠点』を核とし、市内各地に『地域生活拠点』を配置し、コンパクトな居住ゾーン及び公共交通ネットワークの形成を図ること」に重点を置きます。

その上で、各種法令との整合性を保ちながら市全体として秩序ある開発を進め、都市と自然の調和、市の強みや地域の魅力の活用等を図ることにより、多様な拠点・軸・ゾーンをバランスよく適切に配置します。

将来の都市空間像の実現に向けて5つの都市づくりの目標を展開します。

次のページです。

目標の1つ目は、「世代を超えて安心できる都市づくり」として、第3次総合計画において重点改善分野として位置付けられた都市基盤や交通基盤の整備充実に関する目標を1つ目としております。

右の図にあります赤い丸が都市拠点としての位置付けで、オレンジの丸が地域生活拠点の位置付けとなっており、都市拠点や地域生活拠点を中心に、若者や子育て世帯の定住を促進する良好な住環境の整備として、道路、公園、下水道等の整備を進めます。

また、地域生活拠点を中心に日常生活に必要な商業、医療、福祉などの都市機能が集約した拠点を形成します。

次のページです。

目標の2つ目は、「魅力ある拠点と賑わいがあふれる都市づくり」として、都市拠点であるJR穂積駅周辺に関する目標になっております。

市民アンケートにおいて、JR穂積駅周辺に求める機能として挙げた公共交通機能の向上や、商業施設、飲食店等の誘致などを通じて、多様な機能が集積し、訪れやすく、魅力ある環境づくりを進めます。

また、都市拠点の西側に新たに土地利用検討区域を設定し、有効な土地利用について検討し、市民の交流の場や憩いの場として、市民に親しまれる拠点づくりを進めます。

次のページです。

目標の3つ目は、「活力に満ちた持続可能な都市づくり」として、産業活動や道路ネットワークに関する目標になっております。

広域的な幹線道路や市内の様々な拠点を結ぶきめ細やかな道路ネットワークの整備を進め、活発な産業活動や交流拡大につながる都市づくりを進めます。また、市の課題として雇用の場が少ないことなどによる昼夜間人口比率の低さが挙げられ、それにより昼間の活力に乏しいまちとなっております。

市全体の持続的な発展を牽引するため、安八スマートICからのアクセスに優れる北方多度線沿線と大野神戸ICからのアクセスに優れる岐阜県南大野線バイパスの周辺を新たに土地利用検討区域に位置付け、工業系の産業集積

を目的として整備の検討を進めます。

それでは、次のページです。

目標の4つ目は、「文化・歴史・スポーツでつながる都市づくり」として、特色のある歴史文化資源を生かした、市民が誇りを持ち、多くの人が訪れたくなる都市づくりを進めます。

また、中・大規模な公園を中心として、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動等を身近で楽しめ、市民同士の交流が活発な都市づくりを進めます。また、これらの拠点を結ぶ回遊性の高い道路ネットワークの形成により、各施設の利用増進につながる都市づくりを進めます。

次のページです。

目標の5つ目は、「自然と共生し、環境にやさしい都市づくり」として、市内を流れる18本の一級河川や、農地等による田園風景を活かした、美しく、親しみを感じる都市づくりを進めます。

また、自動車交通への依存を抑制し、CO₂削減に寄与する公共交通ネットワークや歩行者ネットワークの形成を進め、地球環境にやさしい持続可能な都市づくりを進めます。

それでは、次のページです。

こちらが、先ほど説明した目標1から目標5までを重ねた将来都市構造となります。

都市拠点であるJR穂積駅周辺については、公共交通の要となるほか、まちの顔としてふさわしい多様な都市機能が集積した拠点形成を図ります。

また、市民の交流や憩いの場としての賑わいを創出する土地利用を図ります。次のページです。

地域生活拠点については、馬場交差点周辺、十九条駅周辺、犀川地区周辺、横屋駅～国道21号沿道周辺、美江寺駅周辺、朝日大学周辺の市内6か所に位置付けており、それぞれの拠点において公共交通ネットワークと連携しつつ、都市機能が集積したコンパクトな拠点形成を目指します。

次のページです。

朝日大学周辺地区は学術研究拠点としても位置付け、大学及び病院等による学術研究機能と連携した先端技術が集積した拠点形成を進めます。

次のページです。

交流拠点として、公園やグラウンド、歴史・文化施設等を位置付け、歴史や文化資源を活かした、市民がスポーツやレクリエーション等を楽しむことができる拠点形成を進めます。

それでは、次のページです。

ここからは土地利用構想について説明します。

本市の土地利用の基本方針を、「良好な住宅市街地の形成と田園環境の保全との調和」とし、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に向けたきめ細やかな土地利用を進めていきます。

土地利用の基本方針を踏まえ、8つの土地利用区分を設定しています。

次のページです。

1つ目は住宅地（街なか居住）です。濃い黄色で示すJ R穂積駅周辺の地区になりますが、都心部の利便性の高い住宅地として、中高層の集合住宅などを含む多様な住宅と、生活利便施設や業務施設等との調和を図ります。

2つ目は住宅地（周辺・郊外居住）です。薄い黄色で示す範囲ですが、低層の戸建て住宅や低・中層の集合住宅を中心としながら、生活利便施設もある程度立地する、快適性と利便性を備えた良好な住宅地としての利用を図ります。また、地域生活拠点として位置付けられる地区や、これに連絡する幹線道路の沿道では、生活利便施設が集積する、周辺地域住民の日常生活を支える土地利用を図ります。

次のページです。

3つ目は商業地です。ピンク色で示す範囲でJ R穂積駅周辺地区と犀川周辺地区になりますが、都市拠点として位置付けられるJ R穂積駅周辺地区では、商業施設、医療福祉施設、子育て支援施設など、多様な施設の立地を誘導し、「まちの顔」としてふさわしい土地利用を図ります。

犀川周辺地区においては、広域的な集客力を有するものを含む、生活利便施設を中心とした土地利用を図っていきます。

4つ目は住工共存地です。肌色で示す範囲で、市の中心部のあたりになりますが、工場と住宅等が共存する土地利用を維持します。住宅が土地利用の主体となるなど、利用動向に大きな変化が見られる場合は、長期的な視野のもと、あり方を検討していきます。

次のページです。

5つ目は工業地です。水色で示す範囲で、既に工場等が集積している地区であり、幹線道路への近接性を活かし、周辺環境との調和にも十分留意しながら、工場や流通、業務施設等を主体とした土地利用を図ります。

6つ目は沿道複合地です。オレンジ色で示す範囲で、国道や県道の沿線に位置付けており、市街化区域においては、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通施設、業務施設等が立地する、非住居系を基本とした土地利用を図ります。

市街化区域外においては、市街化調整区域等の性格や、周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、産業施設や広域ネットワークを活かした流通、業務施設の立地をはじめ、地域の活性化に寄与する適正かつ合理的な土地利用

を図ります。

7つ目は農地、集落地です。薄い緑色で示す範囲ですが、良好な営農環境や景観等を支える優良農地の保全を図ります。また、集落地では、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。必要に応じて、周辺の営農環境との調和に十分留意しながら、地域の活性化に寄与する新たな産業の土地利用を検討します。

8つ目は自然環境地です。濃い緑色で示す範囲ですが、一級河川等であり、多様な生態系の生息域として、自然環境の保全を図ります。また、市民の憩い、環境教育、健康づくり等に寄与する場として、有効活用を図ります。犀川遊水地一帯では、グリーンインフラの多様な機能を活かし、豊かな自然環境や歴史的資源を保全するとともに、賑わいや交流の場として活用を図ります。

これらの8つの土地利用区分をもとに規制、誘導していきます。

それでは、次のページです。

次に計画の構成のうち、全体構想編の第5章分野別都市づくり計画についての説明に移ります。

次のページです。

分野別都市づくり計画では、将来都市構造や土地利用構想の実現に向けた、4分野ごとの都市計画施策の展開の考え方を設定します。

分野別方針1として、道路、交通づくりの方針

分野別方針2として、水、緑づくりの方針

分野別方針3として、市街地づくりの方針

分野別方針4として、都市環境づくりの方針

を位置付け、それぞれの方針ごとに具体的に組み込んでいく内容について、①～③として施策体系を位置付けております。

それでは、次のページです。

分野別方針1の道路、交通づくりの方針としては、施策体系の1つ目、幹線道路の整備について、右の図でピンクの枠で記載したものが主な施策となりますが、岐阜県南大野線バイパスの整備や市道西部環状線の整備等を進めていきます。

施策体系の2つ目は、安全、快適な道づくりとしています。

施策体系の3つ目、公共交通の充実について、右の図で黄色の枠で記載したものが主な施策となりますが、JR穂積駅周辺における交通結節点の整備や、みずほバスの利便性向上に努めていきます。

分野別方針2の水、緑づくりの方針では、施策体系の1つ目、公園の整備について、右の図でピンクの枠で記載したものが主な施策となりますが、犀川

遊水地一帯において、賑わいや交流の場としての活用に向けた整備を検討します。

施策体系の2つ目は、緑豊かで潤いのある空間づくりとしています。

施策体系の3つ目、公共用水域の保全について、右の図で黄色の枠で記載したものが主な施策となりますが、公共下水道整備を基本とした汚水処理を推進します。

それでは、次のページです。

分野別方針3の市街地づくりの方針では、施策体系の1つ目は、都市基盤の整備としています。

施策体系の2つ目、適正、合理的な土地利用について、右の図で青の枠で記載したものが主な施策となりますが、市内3か所に新たに位置付けた土地利用検討区域について、適正な土地利用の検討を進めます。

施策体系の3つ目、拠点地区の整備について、右の図で黄色の枠で記載したものが主な施策となりますが、JR穂積駅周辺において、まちの顔としてふさわしい機能の集積を図ります。

次のページです。

分野別方針4の都市環境づくりの方針では、施策体系の1つ目、防災性の向上について、右の図でピンクの枠で記載したものが主な施策となりますが、災害に強い公共施設の整備や、雨水排水施設の整備、河川改修等を進めます。施策体系の2つ目、良好な景観の形成について、右の図で青の枠で記載したものが主な施策となりますが、五六閘門等において観光、交流の活性化につながる良好な景観形成を進めます。

施策体系の3つ目、地球環境の保全としています。

ここまでが全体構想編での内容となります。

説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

会 長：ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、ご意見、ご質問がある方、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私のほうからよろしいでしょうか。冒頭で市長さんからお話があったように、コンパクトシティを目指すということで、拠点になったところにできるだけ人を誘導していくということですが、34ページの②都市拠点の機能強化のために新たな土地利用検討区域というのは、市街化調整区域のところに丸が付いているのですが、これは東に都市拠点があって、ここを広げるとなると、拠点を絞ろうと言っているのに、拠点を広げるように見えるのですが、これについて何かご説明はございますか。

事務局：改めまして都市開発課の藤森と申します。スクリーンに出ています34ページの土地利用検討区域ということで、ピンクで丸をつけているところになるのですが、その横にある赤で囲った都市拠点の活性化ということが市としては課題として考えておりまして、まずもっては都市拠点の中の活性化を優先的に進めていきたいですが、都市拠点の中でなかなか有効に使える土地が多くはないというところもありまして、まず都市拠点の中で検討させていただくのですが、ピンクで囲ったところを、都市拠点から順番にという形にはなるかと思うのですが、都市拠点に含める形で強固な都市拠点にしていきたいという思いで設定させていただいたところになります。都市拠点を強固にして、その周りの地域生活拠点を結ぶような形でのまちづくりの中で土地利用検討区域を設定したところとなります。

会長：先ほど市長さんが子の代ではなくて孫の代とおっしゃったので、孫の代となると、これから土地区画整理事業で都市拠点の整備をやっていくということで、今駐車場がいっぱいあるところは恐らく土地利用が変わっていくと思いますし、住宅も中高層にすべきということですので、10年、20年よりもっと先を見たときには当然都市拠点内はもっと集約できるような土地利用になってくると思うのですが、そうなったときに、広げてしまった拠点は要らないというか、孫やその先の代まで考えた土地利用というふうに市はお考えということではよろしかったですか。

事務局：会長が言われるように、まずは都市拠点の中を有効利用して、その中での検討が最優先だと思うのですが、色々な土地利用を考えていった中で、ピンク色の土地利用検討区域についても考えていきたいと思っていますところになります。もちろん長い目で見ていかないといけないと思っていますので、こういったところも考慮して検討していきたいといったところになります。

委員 1：都市計画マスタープランは10年単位で見直すのですが、第1期が最初のコアとなるマスタープランになっているわけで、第2期のときに考えていたまちづくりが10年計画の中で、どのぐらい進行したのかといったことを整理したうえでないと、第3期で全く新たな計画をつくるわけではなく、まちづくりは継続しているわけです。ずっと歴史があって僕は1期と2期では委員で出席していますので、連続性というか、関連性はどうなっているのか。今回の説明では、新しい都市機能とか駅周辺がどうのこうのと言っているのですが、今までの部分を全く無視してしまって、新たなスタートをするように

聞こえてくるので、そこら辺りの関連性を説明してください。

事務局：前のスクリーンにもお出ししていますが、30ページをご覧いただきたいのですが、上側が現行のマスタープランで掲げた都市の将来像で、目標が1から4となっております。下側が新しい都市の将来像と都市づくりの目標の1から5ということになっております。

長期的な視野での計画ということになりますので、現行のマスタープランから大きく変えるわけではないですが、市民アンケート等を踏まえて、課題となっているところを新たに追加したものを今回のマスタープランの改定案とさせていただきますところになります。

総合計画改定業務の市民アンケート調査の中で、都市基盤、交通基盤が課題ということで、現行のマスタープランでも都市づくりの目標1ということで掲げていたのですが、これについては市民の方からまだまだ足りないということで厳しいご意見をいただきましたので、引き続き目標1ということで掲げさせていただいたところで継続性を持たせつつ、現行のマスタープランの目標2が活力と賑わいといったところになりますが、この点につきまして、先ほどの市民アンケート調査のほうで、都市拠点、穂積駅周辺があまり賑わっていない、商業施設が少ないといったご意見等もいただいたことや、先ほど資料にありました昼夜間人口比率のこともありますので、現行の目標2を新しいマスタープランのほうでは新たな目標の2番と3番ということで、目標の2番が魅力ある拠点と賑わいということで、これが都市拠点のほうにフォーカスするような形で目標設定させていただきまして、目標3が活力に満ちた持続可能なまちということで、こちらが産業といった形で、現行のマスタープランを踏襲しつつ、市民の意見を踏まえ、今後改善していきたいところを加味したような形で考えておりますので、そういった中で土地利用検討区域も設定させていただいたところになります。基本的には現行のマスタープランを180度変えるようなものではないというふうに認識しているところです。

委員 1：まちづくりというものは継続しているわけです。だから、例えば1期、2期に基本的な構想を作ったら、そこに今度は新たに付加をする。これは時代とともに環境が変化してきたから、それを部分修正するのはいいのですが、何か説明を聞いていると、そこら辺りの関連性が全然ない。

穂積駅周辺だけが瑞穂市ではないわけです。一応コアになっているけれど、私は準都市計画区域の居住者ですので、瑞穂市は合併して20年になるけれど、二極化しているわけです。瑞穂市の穂積地域だけを都市計画マスタープ

ランで修正するならいいのですが、地区別の7地区を分けて審議する時に、陽が当たっていないところに対する方針もないと、まちの総合力というものも発揮できない。駅周辺ばかりに焦点をあてて、今回のマスタープランは考えているのか、どういう背景のもと作られたかということを知りたい。

事務局：都市拠点にフォーカスしすぎた説明になったかもしれませんが、資料の35ページでは先ほど説明した都市づくりの目標3で活力に満ちた持続可能な都市づくりということで、図面に土地利用検討区域ということで2か所設定させていただいています。草野から説明させていただいたように、1か所は祖父江地区ということで、図面で行くと右下になりますが、県道の北方多度線沿いということで、ここの地域が安八スマートICまで1本の道路で15分圏内といった形で、企業からの声もあることや、図面の左上になりますが、同じくピンク色で囲んだ土地利用検討区域ということで、これは大野神戸ICが開通したこともありまして、市としても弱いところだと考えていますが、他市町が上手に進めている工場誘致等を検討していきたいということで、それをやっていく上では地元の方だったり地権者の方のご理解もいただかないといけないのですが、まずもっては市としてはそういった土地利用を検討していきたいということで、それぞれ都市拠点以外にも市街化調整区域のところだったり、準都市計画区域のところも色々検討していきたいと思っております。

委員 1：わかりました。マスタープランというのは絵を描くだけなのか。初回のときに作ったベースからの改定を2回目が10年前、今回は3回目だけど、3期目は現代にマッチしたまちづくりということで、1期目や2期目を全く無視して、全く新しいまちづくりということで、このマスタープランをもとにして事業計画を進めていこうとしている。こういう第3期のマスタープランを作る場合だったら、現行計画について、この辺までやっているという進捗が分かるところを出さないと。僕は1期目、2期目でどういうまちづくりをやっているか、3回目だからある程度知っているからこういった意見を言っている。

準都市計画区域を含めて7か所の拠点を見たときに、実質動いているのは1か所しかない。あとは何も動いていない。だから、そういうところを、ただこうやって、新たな機能持たせます、こういうことをやりますということを書くだけで、それがマスタープランになるのかなという感じがしている。

ちょっと言葉がきついのですが、そう感じているので、事業計画に対して、今の進行状況の説明がないとどうかなと。これはまちがある限り継続してい

るものだからそこら辺りが気になった。皆さんがどう思われているかわからないですが。

会 長：多分それは導入編に本来位置付けるものだと思うのですが、他の自治体のお仕事も色々やっていますが、現行市マスのこういう計画をこれだけ達成しましたというのを全部レビューしてから、導入編に書いて、全体構想で足りなかったところを引き継ぎでいきます。あるいはやれなかったけれども、これはもう時代に沿っていなかったのをやめません。あるいはコンパクト・プラス・ネットワークと考え方が変わったので、これを追加しますと。そういう整理が少ないというご指摘だと思うので、まだこれは検討できるのであれば、そういったものを導入編に入れていただいて、流れとして改定内容の妥当性をみんながわかるようにしていただけたらいいと思うのですが、ご検討いただけますか。

事 務 局：ありがとうございます。お手元の資料の4ページですが、改定のスケジュールということで、令和5年度から改定を進めていることとお話しさせていただきましたが、この中で、令和5年度の導入編作成のところで、10月に各課ヒアリングを実施しており、先ほど言われた現行市マスの進捗状況を把握した上で都市計画マスタープランを作成していますが、今日の資料にはその点が抜けていたということで、現行市マスの進捗状況につきましては、次回の都市計画審議会等で改めてご説明させていただきたいと思います。

会 長：ほかにいかがでしょうか。

委 員 2：今回改定される中で、県との協議を行ったという説明がありましたが、県からどういった助言をいただいたのですか。県の都市計画マスタープランもあると思うのですが、その中で瑞穂市はどのように位置付けられているのかということについてお聞かせいただければと思います。

事 務 局：県との協議につきましては、将来の人口減少に対するまちづくりということで、もう少し都市拠点となるJR穂積駅周辺を強化していったほうがいいのではないかとご教示いただきまして、そこを市としても改めて見直しをしていくということでアンケートを実施したというのが実情です。若者や色々な方がそこに集まってくるような拠点を作っていきたいという思いがありましたので、市民の方にアンケートに回答いただき、問題点を抽出して、全体構想をもう1回作り直したという状況です。

委員 3 : いくつかありますが、目標年次は令和17年という中で、恐らく皆様方もご承知のように、岐阜県全体ではL R T構想が進んでいて、その需要予測が6月までの業務で県から出ています。そうすると、県全体での動きというのものは乗ってくる中で、この位置付けをどうするかというのは今の質問と一緒にするので、今回の市マスとして作るわけではありますが、目標年次は令和17年なので、その影響を多分に受けることになるということで、上位計画、県との整合はどのようにするのでしょうかというのが1点、先ほどの質問と同じかなと思います。今のはコメントです。

2点目については、全体構想編があって、地域別構想編にこの後入っていくと思うのですが、やっていただいたアンケートというのは恐らくご説明の中でもあったのですが、瑞穂市の人口分布に合っていない形での回答率に対しての平均値だと思います。一方で、若い人が比較的多いまちということだとすると、その方々たちの結果を拡大したときに、多分アンケートの結果は少し歪むと思うので、それを世代別に直したときにどう変わってきて今の計画にどう結びつけていくのかという話と、今は全体構想編を作成しているわけですが、この後地域別に落としたときに、それが上と下で合うか、地域単位で見たときと全体構想が一致してこないといけないというところは確認をしていただきながら作成したほうがよいかと思います。それが2点目。

3点目は、私の専門は交通だということを示したところで、よくある話ですが、「利便性の高い公共交通を作ります」との表現は色々ところで使われるのですが、これは表現として可能ですか。この10年を考えたときに、岐阜市でもバスの本数は減ってきています。樽見鉄道はどうなるかわからない中で、利便性という言葉は非常に使いやすい言葉なのですが、それを高いというのは、公平性で見て、例えばバス停がたくさんあることが利便性が高いのか、サービスレベルとしてあるから利便性が高いのかで結構見方が変わってしまうので、色々な計画に「利便性を高くします」と書くのですが、なかなかその表現は難しく、どこの自治体を見ても、公共交通の話は必ず評価が低くなっています。その中で、利便性を高めることを謳うのか、必要な人に必要なサービスが行き届くことが求められるのかというところの書きぶりが、日本全体として少しずつ公共交通も含めてサービスが落ちていく中で、ここだけ特化するというのはなかなか難しいので、ある程度現状を踏まえた書きぶりに変えておいたほうがよいかと思います。理由を聞けば、近くにバス停がないとか、行きたいところに行けないとか、頻度が高くないといけなと言われてますが、それを達成するのは無理です。今後10年を考えたときには、納得いただける表現にしておいたほうがよいかと思います。私か

らは以上です。

会 長：以上3点、県との整合性、地域別構想との関連、公共交通について、事務局からお願いします。

事 務 局：まず県との調整ですが、資料の5ページにあるように今年度も県と協議させていただいており、引き続きこの全体構想や、地域別構想を作るときにも県と相談しながら策定を進めていきます。LRTという話がありましたが、確かに言われるように市のほうにも影響があるかなと考えられますので、県と情報共有を密にしながら策定を進めていきたいと思っています。

2点目のアンケートの関係は、地域別だったり、年齢、人口の関係というお話がありましたが、まず地域別につきましては、今日の資料では出していないのですが、地域別でクロスできるような形でアンケートを取っておりますので、来年度地域別を作るときにクロス集計の結果も加味して作成していきたいと思っています。地域別が変われば全体構想も修正するような形で考えていきたいと思っています。

また、年齢につきましては、ご説明のときにもありましたように、瑞穂市は若い方が多いのですが、アンケートとなると年配の方の回答がどうしても増えてきますので、年代別でクロスするような形で若い方の意見も新しい市マスに取り入れていきたいと思っています。

3点目の公共交通の利便性というお話ですが、みずほバスというコミュニティバスがありますが、特に働き手がなかなかいないということで、お金があれば何でもできるかという、今はそういうわけではなくて、岐阜バスに委託しているのですが、運転手不足で本数を増やすのも難しいといったこともあります。市としては、別の部署になるのですが、来年度から地域公共交通計画を作成していきたいと考えております。こちらは市マスとも連動してきますし、今回の改定案にも地域公共交通計画のことも書いてあるのですが、計画を作っていく中で公共交通とも連携しながら、必要に応じて市マスの書きぶりを検討させていただきたいと思っています。

会 長：ほかにいかがでしょうか。

委 員 4：委員3の方がおっしゃった全体構想として挙げられたものと、これから地域ごとに細分化したものととの整合性は合っているかという点で考えていたのですが、非常に矛盾する点も多く出てくるのではないかという想定をしながらこの内容を見ていました。

その具体的な内容の1つとして、私は瑞穂市に長年住んでいますが、どうしてもJRによって南と北が分断されてしまっているところがあります。私はJRの南に住んでいますが、北の生活状況がよく見えてこないというような現状があります。また、この都市計画マスタープランの中にまちづくりという言葉が出てきます。これは近年、都市計画がただインフラの整備等でまちを作っていくだけでなく、人間同士の血が通った交流や、円滑な地域コミュニケーションで、それぞれの生活圏というまちづくりが非常に注目されてきて、こういう言葉が使われるようになってきたと思っています。例えば、賑わい1つとっても、住民にとっては日常的な賑わいを求めているわけです。核家族化とか、独居老人が増えてきた中で、子どもたちと老人とが日常的に交流することによって新しい文化や生活形態が生まれてくる。高齢者の健康寿命も多分上がってくるでしょうし、そういった住民本位の身近な賑わい、まちづくりを求めているのと、一過性のイベントで色々なところから人を集めてきて賑わいを作るのとはちょっと意味合いが違うと思います。細かいことを話しましたが、もう少し全体を見た上でのまちづくりという、人の血が通った、住民の日常生活にどんどん入り込んでくる、そういった都市のマスタープランというものを根底としたプランニングにしていきたいということ非常に強く思いました。

もう1点、縦割り行政という言葉がありますが、まちづくり、あるいは都市計画というのは、インフラの整備とか交通網、利便性だけではなくて、人同士のコミュニケーションというのは非常に大事ですから、その中に高齢化の問題、空家の問題、教育の問題、防災の問題等、色々な分野の課題が入っていますので、行政の縦割りから横の繋がりをもう少し密にさせていただいて、色々な委員会の意見を踏襲しながら、マスタープランの策定を目指していきたいというのが市民としての思いになります。

会 長：ご意見でいいですか。基本的な計画に対する考え方の重要なお指摘だと思うので、もう1回立ち返って見たらいいと思います。多分拠点がちゃんと描けていないんだと思います。先ほど拠点の説明のところでは産業誘導の話がありましたが、皆さんがおっしゃっているのは生活拠点の方で、生活拠点が描けていない、正しい場所がないということかと思います。

例えば20ページを見ると、3つ目の設問で、「そう思う」とする側の意見が多いのは、地域生活拠点だけではなくて、それ以外のところにも生活拠点を作ってほしいというように私には思えます。県からは穂積駅周辺を頑張れということだったのですが、市民の人たちは、もちろんそういうこともあるけれども、皆さんの生活拠点には観光とかではなく、日々みんなが集えて、会

って賑わう生活拠点というのがすごく足りないという意見かと思います。最初にまちづくりの計画を作った方が、過去にそれは要らないという判断をされたなら、改定するときにもその経緯を説明していただかないと我々は納得できないと思うので、もうちょっと生活拠点についてもきちんと書かれたほうがいいと思います。

それから、先ほど交通のご指摘もありましたが、コンパクトの部分は生活拠点ですが、ネットワークは交通が実現しないとできません。バラバラにある拠点は交通があってこそ初めて完成するものなので、10年後は難しいかもしれないが、20年後は将来予測をやっているのだから必ずできるということであったり、冒頭であったように、ここまでではできますが、ここはできません、だからこのように軌道修正をやります、ということを書いていただければ、交通について我々も予測が立つんです。

コンパクト・プラス・ネットワークという部分だけが書かれていて、将来どうなっていくのが多分伝わっていないから、皆さんに、市役所の方々のハートが伝わらない。当然考えられていると思うので、わかりやすく整理していただけたらと思います。

委員 5 : 今お話を伺っていて、私がこれを見てすごく違和感を感じたのがよくわかりました。例えば30ページの都市づくり目標2の③で歩行者にやさしいまちの形成という項目があるのですが、歩行者にやさしいまちの形成というのはどういうことなのだろうと思って、事前にもらっていたほうを見ると、都市拠点を中心にゆとりある歩行者空間を創出し、歩行者にやさしいまちづくりを進めますとあるのですが、私が市民の方から伺うのは、日常生活として歩行者が生活しにくいということをよく聞くんです。先日もお話しさせていただいたのですが、歩行者にやさしいまちという目標は、どちらかというと都市づくりの目標1のところに、世代を超えて安心できる都市づくりの項目に市民は入れてほしいと思っているんです。だけど、都市拠点のためにきれいな空間、歩きやすい、集まってきた後の空間を作るためというところが目的になっているので、ちょっとそこが私はモヤモヤしながら読んでいたところがよくわかりました。ありがとうございます。

委員 6 : 16ページで現状の満足度というのがあるのですが、この中に水色の上水道・下水道が真ん中の3点より右寄りになっている。確かに上水道はおいしいですね。東京から引っ越してきた人も、ここはおいしいということをよく聞きます。ただ、下水道が一番遅れていますよね。みんな満足していないと思うのですが、これはどういうアンケートの意図かは知りませんが、一緒にする

のはまずいのではないかと、下水はもっと満足度が低いのではないかと思います。それと、34ページ、これは樽見鉄道横屋駅周辺のJRの南側、このあたりは市街化調整区域ですが、黄色に塗ってあるので住居ゾーンですか。市街化調整区域だと難しいところだと思います。ただ、これは区画整理とか大規模テナント誘致となれば土地利用検討区域という形の記載が望ましいのではないかと思います、いかがでしょうか。

会 長：これは回答をいただきたいと思います。今の市街化調整区域じゃないですかという話と、この部分は土地利用検討区域ですかということ。

事 務 局：34ページの地域生活拠点ということで、オレンジ色の丸で囲んであります横屋駅～国道21号沿道周辺地区のJRから南の箇所になるかと思いますが、ここにつきましては、現行のマスタープランにも既に市街地住居ゾーンということで位置付けさせていただいているところになります。現状は市街化調整区域ということですが、前回マスタープランを改定したときに市街地住居ゾーンに変更して、現在はここの土地利用を検討しているところになりますので、今回新たに黄色に塗ったとか、そういったわけではなくて従前のままということです。

ここにつきましては、国道21号沿道ということもありますので、商業的な利用を現在市のほうで検討しているところになります。

委 員 6：そうすると土地利用検討区域が望ましいのではないかと思います、どうでしょうか。

会 長：それはもう決まって動いているからだと思います。ピンクのところは全く動いていないところですが、それでも先ほどの話にあったような経緯がもう少しわかるような記述をしていただかないと非常に分かりにくいと思います。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

委 員 7：資料を見させていただきまして、ごみ処理に関する記述が見当たらなかったのとお伺いしたいのですが、今現在、瑞穂市というのは市外に依存しているんですかね。

会 長：ごみ処理施設についてご質問です。

委員 7：依存されているようであれば、20年後、30年後もそのまま継続して依存できるものなのか、そこら辺は約束されたものなのかお伺いしたい。

と言いますのは、岐阜市のごみ焼却問題で2年ほど前に曾我屋という地区で計画が立ち上がりましたが、地元住民の大反対を受けて白紙撤回されまして、迷惑施設を計画するのが一番難しいことだなと感じておりますので、瑞穂市はどのように考えているのか。

会長：今焼却施設がどこにあって、今後の検討を教えてください。

委員 6：隣の大野町に西濃環境整備組合があります。ただ、10年、20年ということではないのですが、それ以上は多分もたないということだと思います。これは可燃ごみの話ですが、粗大ごみは瑞穂市は2か所ありますので、そちらのほうは十分活用できると思います。

会長：また次回あると思うので、説明ができるようにしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと時間をオーバーしていますが、もしもまた皆さんお持ち帰りになって気になるところやご意見があったら、今日のご意見を聞く場ですので、逆に計画が決まる直前や、パブコメを受けた後はなかなかご意見を聞きづらくなるので、次回までは大丈夫だと思いますので、全体を通してご質問や気になることがあれば事務局のほうにご意見をいただければと思います。

では、たくさんご意見が出まして、事務局のほうも大変だと思いますが、都市計画マスタープランは非常に重要なプランでございますので、皆さんからいただいたご意見を反映させながら、より良いものにしていただけたらありがたいと思っています。

本日はたくさんのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

これにて、本日の議事はすべて終了しましたので、これからの進行は事務局にお返ししたいと存じます。

事務局：本日は大変貴重なご意見、誠にありがとうございました。

本日の審議会は以上で終了でございますが、最後に1点、事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録ですが、全文筆記ということで、事務局にて作成いたしまして、その後、委員の皆様へ確認のため、議事録を送付いたしますので、ご確認をいただきたいと思います。その後、ホームページにて公表させていただきます。

きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和7年度第1回瑞穂市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。